

第3次高松市地域福祉計画(案)の概要



健康福祉局健康福祉総務課

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の急速な進展、多様化する個人の価値観、家族構成の変化や都市化などによる地域扶助機能の低下など、地域を取り巻く環境の変化、自殺・虐待・DV、生活困窮者の増加など、様々な生活課題が生じている。



これらの生活課題に対応するため、第1次計画(平成17年度～21年度)、第2次計画(平成22年度～27年度)に引き続き、公的な福祉サービスの充実を図るとともに、市民・地域・行政がより一層協働し、地域福祉を推進するために策定する。

個別計画に共通する地域福祉に関する事項や、個別計画では対応できない事項について、地域福祉の視点から横断的、総合的に定め、基本理念を共有する。

2 計画の位置付け

社会福祉法第107条の規定に基づいて策定

第6次高松市総合計画

「第6次高松市総合計画案」で掲げるまちづくりの目標のうち、「健やかにいきいきと暮らせるまち」を実現するための施策を推進

高松市地域福祉計画

地域福祉の理念

共有

具体的施策

たかまつ障がい者プラン

高松市高齢者保健福祉計画

高松市子ども・子育て支援推進計画

高松市健康都市推進ビジョン

連携

地域福祉活動計画
(高松市社会福祉協議会)

3 計画の期間

平成28年度から平成35年度までの8年間

本計画の期間は、上位計画である「第6次高松市総合計画」との整合性を図るため、平成28年度から35年度までの8年間とします。

ただし、中間年である4年目に、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

4 基本理念

誰もが住み慣れた地域で いきいきと共に暮らせるまちへ

- ◆ 第3次計画も、現行計画の目指すべき地域社会像を引き継ぐことを基本とし、第6次総合計画の「地域福祉の推進」における施策目標を基に設定。

【参考】第6次総合計画

地域福祉の推進における施策目標

～誰もが住み慣れた地域で、支え合い、認め合い、生きがいをもって、
いきいきと共に暮らせる地域福祉を推進します。～

5 基本目標

1

住民参加の支え合う地域づくり

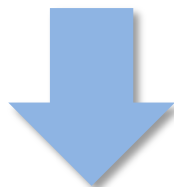
支援を必要とする人を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進。



2

地域福祉を推進する人づくり

福祉教育の推進などにより、市民の地域福祉意識の醸成を図るほか、ボランティアや地域福祉を推進するリーダー等を養成。



3

適切なサービスを提供できる基盤づくり

利用者が安心して福祉サービスを利用できるようサービス体制の充実と福祉を支える基盤づくりを推進。



地域福祉の推進

6 施策体系

1 【基本目標】 住民参加の支え合う地域づくり

【課題】 地域での支え 合い体制の 充実	【施策】 地域コミュニティ活動の推進
	地域交流の推進
	地域活動やボランティア活動の 参加促進
	地域包括ケアシステムの構築
	地域の多様な生活課題への対応
安全・安心の まちづくり	災害緊急時の要配慮者支援
	ユニバーサルデザインのまちづくり

2 【基本目標】 地域福祉を推進する人づくり

【課題】 地域福祉の 意識醸成	【施策】 地域福祉の意識啓発
	福祉教育の推進
地域福祉の 担い手づくり	地域福祉活動の担い手の確保・育成
	市民活動団体の育成
	民生委員・児童委員の活動推進

3 【基本目標】 適切なサービスを提供できる基盤づくり

【課題】 福祉サービスの 適切な利用 環境づくり	【施策】 情報提供体制の充実
	住民ニーズに対応できる相談支援 体制の充実
	福祉サービスの評価制度の普及促進
	社会福祉施設等の適正な運営
	福祉サービス利用者の権利擁護
支え合いの 基盤づくり	各種団体と行政との協働推進
	高松市社会福祉協議会との連携

7 施策の展開

1-1 地域での支え合い体制の充実

①地域コミュニティ活動の推進

地域コミュニティ協議会を中心として、コミュニティ活動が積極的に展開されるよう支援するとともに、地域との連携・協働によるまちづくりを推進する。

②地域交流の推進

子どもから高齢者まで、地域に住民が集まることができる活動スペースや、主体的に交流できる機会づくりを推進する。さらに地域の交流拠点として、空き家の活用も検討する。

③地域活動やボランティア活動の参加促進

地域の生活課題への対応とともに住民の自己実現意欲も満たすことができるよう、地域活動やボランティア活動への参加を促進する。

④地域包括ケアシステムの構築

要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者を早期に把握し、要介護状態の軽減や悪化の防止だけでなく、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい人生を最後まで続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築する。

⑤地域の多様な生活課題への対応

- ・自殺、虐待、DV、孤立死、消費者被害などの生活課題に対し適切に支援する。
- ・平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者を早期に把握するとともに、困窮状態から脱却できるよう、適切に生活困窮者を支援する。

1-2 安全・安心のまちづくり

①災害緊急時の要配慮者支援

- ・自主防災組織の育成強化を図るとともに、災害時要援護者台帳を作成し、要配慮者情報の把握と共有を図り、平常時から要配慮者に対する見守りや声かけを行うなど、地域における要配慮者を支援する。
- ・要配慮者の手助けが地域の中で素早く行われるよう、「安全・安心のまちづくり」の中核となる施設として、災害発生時の情報拠点や指揮命令拠点の機能や常設の災害対応機能を備えた「高松市危機管理センター(仮称)等」の整備を進めるほか、災害時緊急物資備蓄体制の強化に努める。

②ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・高松市ユニバーサルデザイン基本指針に基づき、障害の有無や年齢、国籍等にかかわらず、全ての人々が安心して住み慣れた地域社会の中で暮らしていけるよう、公共施設等の整備を進めるとともに、市民・サービス事業者等への意識啓発を推進する。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)に基づき、障害者が日常生活等を営む上で社会的障壁を除去するため、施設や設備の改善・整備を推進するほか、差別解消への啓発活動に取り組む。

2 -1 地域福祉の意識醸成

①地域福祉の意識啓発

住民一人一人の福祉への理解と関心を高めるとともに、地域福祉の主体としての自覚を促すため、住民全体の意識啓発や地域福祉の理念の普及・啓発を推進する。

②福祉教育の推進

児童・生徒の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校における福祉教育、学習活動の推進を図るほか、生涯学習の観点からも、福祉に関する情報提供に努め、あらゆる世代を対象とした住民の地域福祉意識を醸成する。

2 -2 地域福祉の担い手づくり

①地域福祉活動の担い手の確保・育成

自治会役員や民生委員・児童委員のほか、生きがいづくりや社会参加・自己実現を求める団塊の世代や高齢者等を担い手づくりにつなげるなど、地域福祉活動の中核となる人材をリーダーとして養成する。

②市民活動団体の育成

市民活動センターの中間支援機能としての充実と、効果的な活用を図り、市民活動団体間の情報の共有化や連携を促進し、団体の育成を支援する。

③民生委員・児童委員の活動推進

地域福祉の推進役としての民生委員・児童委員に対し、より地域のニーズに合わせた主体的な活動が行えるよう支援するとともに、研修の充実を図り、資質の向上を図る。

3 -1 福祉サービスの適切な利用環境づくり

①情報提供体制の充実

- ・多様な手段による情報提供を行うとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯、外国人はもとより、潜在的なサービス利用者にも配慮し、適切な情報提供に努める。
- ・フェイスブックなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用する。

②住民ニーズに対応できる相談支援体制の充実

- ・現在設置している各相談窓口の専門性の向上とともに、各窓口間の連携を図り、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図る。
- ・地域包括支援センター及び保健センターの出先機関を統廃合し、総合センター(仮称)への移転に合わせて、多様な福祉ニーズに対応できる相談支援体制の充実を図る。

③福祉サービスの評価制度の普及促進

福祉サービスの第三者評価事業により、保健・医療・福祉に携わる職員の資質の向上を促進し、利用者の視点に立った評価を行い、福祉サービスの質の向上につなげる。

④社会福祉施設等の適正な運営

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉施設等に対し、相談や指導監督を実施する。

⑤福祉サービス利用者の権利擁護

福祉サービスの利用者が、サービス利用において問題が生じた場合に、事業者との関係で弱い立場に立つことのないよう、対等の立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応に努める。

3 ー2 福祉サービスの適切な利用環境づくり

①各種団体と行政との協働推進

各種団体間の情報の共有化や連携を図り、行政と対等のパートナーとして、協働によるまちづくりを推進する。

②高松市社会福祉協議会との連携

地域包括ケアシステムの構築を図る中で、地域福祉推進の中心的団体である高松市社会福祉協議会との連携をより強化するとともに、同協議会が策定している「地域福祉活動計画」と本計画との整合を図りながら、同計画に基づく事業を支援することにより、本市の地域福祉を着実に推進する。